

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等に係る軽減措置の適用に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第25号

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等に係る軽減措置の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 企画推進部関係（第1条）

第2章 福祉部関係（第2条—第5条）

第3章 健康こども部関係（第6条）

第4章 経済観光部関係（第7条—第9条）

第5章 都市整備部関係（第10条—第17条）

第6章 教育委員会関係（第18条—第36条）

附則

第1章 企画推進部関係

（鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取世界おもちゃ館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手

帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

第2章 福祉部関係

（鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考第5項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第2号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第2号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第1号及び別表第2備考第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は

障害福祉サービス受給者証」に改める。

第3章 健康こども部関係

(鳥取市保健センター条例の一部改正)

第6条 鳥取市保健センター条例（平成16年鳥取市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

第4章 経済観光部関係

(鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市河原町お城山展望台の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取市流しびなの館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」

に改める。

第5章 都市整備部関係

(鳥取市自家用有償バス条例の一部改正)

第10条 鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1号及び別表第2備考第2項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市都市公園条例の一部改正)

第11条 鳥取市都市公園条例（昭和40年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6備考第3項第1号、別表第7備考第3項第1号、別表第8備考第3項第1号、別表第9備考第3項第1号及び別表第11備考第6項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例（昭和57年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」

に改める。

(鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例(平成25年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

第6章 教育委員会関係

(鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例(平成19年鳥取市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表備考第6項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第19条 鳥取市勤労青少年ホーム条例(昭和47年鳥取市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表備考第5項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和48年鳥取市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表備考第11項第1号、別表第1項第2号の表備考第7項第1号、別表第1項第3号の表備考第3項第1号、別表第2項の表備考第6項第1号、別表第3項の表備考第7項第1号、別表第4項の表備考第7項第1号、別表第5項の表備考第6項第1号、別表第6項の表備考第8項第1号、別表第7項の表備考第7項第1号及び別表第8項の表備考第6項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例(昭和49年鳥取市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項第1号、別表第2備考第4項第1号、別表第3備考第4項第

1号及び別表第4備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和55年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第1号、別表第2備考第4項第1号、別表第3備考第4項第1号及び別表第4備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表備考第8項第1号、別表第1第1項第2号の表備考第6項第1号、別表第2第1項の表備考第7項第1号、別表第2第2項の表備考第3項第1号及び別表第3備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第24条 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考第4項第1号及び別表第4項の表備考第4項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取市条例第3

2号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項第1号、別表第2備考第4項第1号及び別表第3備考第5項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第26条 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項第1号、別表第2備考第3項第1号、別表第3備考第4項第1号、別表第4備考第5項第1号及び別表第5備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第27条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第8項第1号、別表第2第1項の表備考第7項第1号、別表第2第2項の表備考第3項第1号及び別表第3備考第6項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第28条 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取

市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考第3項第1号、別表第2項の表備考第4項第1号及び別表第3項の表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成24年鳥取市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表備考第6項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例（昭和51年鳥取市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

(鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条 鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第36条 鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第1号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。